

(教育常任委員会)

公明 内海委員 [政治的教養を育む教育]

問1 平成27年6月に公職選挙法が改正され、今年夏には18歳以上の高校生等が選挙権を得ることになる。

今回、大阪府教育委員会は政治的教養を育む教育のガイドラインを作成したと聞いているが、この春卒業した府立高校生にとっては、国の副教材が届いてからわずか数か月しかなかったことから、有権者としての自覚を十分に育めないままに選挙権を得ることになるのではないかと懸念している。

大阪府教育委員会では、この春卒業した府立高校生に対しては、政治的教養を育むために、どのようなことを行ったのか。

(高等学校課長)

○ 府立高校においては、これまでも公民科の授業などにおいて、学習指導要領に基づき、政治的教養を育む教育を進めてきたところ。

国の副教材は、今回の法改正をうけ、昨年11月末から12月初めに、すべての学校に配付された。国からは、今年度卒業する生徒に対しては、残りの在籍期間も短いことから、学校の裁量の範囲で何らかの取組みを行う旨の通知があった。

○ 府教育委員会としては、1月5日に開催した校長・准校長対象の説明会において、卒業するまでに配付済みの副教材を活用し、選挙の仕組みや選挙制度について、必ず1時間以上指導するよう、学校に指示した。

○ 各学校においては、残り少ない期間の中、公民科の授業のほか、ホームルームなどにおいて、工夫しながら指導した。

問2 府立高校では、ガイドラインに基づき、この春学校を卒業した生徒たちにも、政治的教養を育む教育を行ってきたとのことで、大変安心した。

今後、府教育委員会が作成したガイドラインを活用して、各学校が政治的教養を育む教育をより一層推進することが求められるが、府教育委員会は、政治的中立の確保について、すべての教員に徹底していくことが必要である。

府教育委員会は、年度内に教員向けの説明会を実施すると聞くが、その説明会の内容を参加者が学校に持ち帰り、学校全体で共有することが大事である。府教育委員会は、説明会の内容を各学校が校内研修等により、しっかりと共有できるよう、また、課題が発生した場合には、校長の相談にのるなどのサポートを行うことが必要ではないか。今後の具体的な方策について、高等学校課長に伺う。

(高等学校課長)

- 公職選挙法（第137条）において、教育者はその地位を利用した選挙運動が禁止され、また、教育基本法（第14条）において、法律に定める学校では、特定の政党の支持または反対のための教育や政治的活動をすることが禁止されている。

これに沿って、これまでも学校を指導してきたところ。また、2月には校長・准校長にガイドラインを配付し、政治的中立の確保について、教員を指導するよう改めて指示したところ。

- 3月下旬には、各学校の教頭、公民科担当教員を対象に政治的教養を育む教育についての説明会を開催する。その際、現実の政治的事象を取り扱う場合や、選挙運動期間中に指導を行う場合の留意点などについて、具体的な事例も示しながら説明する。また、その内容については、学校全体で共有するよう指示をする。
- これらにより、各学校に政治的中立の確保を徹底していく。万一、政治的中立を欠く事案が生じた場合は、府教育委員会として適切に対処する。

問3 長野県では教育委員会が県選挙管理委員会と連携協定を結び、義務教育の段階から政治的教養を育む教育をすすめていくと聞いている。また、宮崎県でも公民科の教員だけでなく、生徒指導の教員などを主権者教育推進リーダーとして各学校に置き、政治的教養を育む教育をすすめていくようだ。

大阪府教育委員会でも、こうした他府県の事例を参考にしながら、公民科の教員だけでなく、すべての教員が、授業やホームルームなどのさまざまな時間を通じて、政治的教養を育む教育を進めるべきであると考えるが、いかがか。

(高等学校課長)

- 政治的教養を育む教育を行うにあたっては、公民科を担当する教員だけでなく、学校全体で取り組むよう指導している。
  
- 府のガイドラインでは、公民科や学校設定教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動などにおいて、すべての教員の指導の中で、国の副教材を活用するよう指示している。
  
- 関係機関との連携については、これまでも、門真なみはや高校における模擬選挙の実施やガイドライン作成の際に、府選挙管理委員会から大きな協力を得てきた。  
 今後は、選挙管理委員会や議会事務局とも連携し、各学校における教育活動がより充実したものとなるよう、努めてまいる。
  
- さらに、他府県の動向についても情報を収集し、それらの取組みを参考としながら、各学校における政治的教養を育む教育を推進してまいる。